

川崎市交通局規程第 2 1 号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部
を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年
交通局規程第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 3 条」を「第 1 6 条」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。